

教会法と教育

佐藤 恭子

- I 教会法の存在理由
- II 教会法の起源および性質
- III 教会法中の教育条項
- IV 教育は誰に属するか
- V 教会と国家間の教育上の関係
- VI カトリック教会の教育に対する現在の動き

人間は誰でも共同体のうちで生まれ、共同体の一員として成長する。人間から切りはなされた共同体を考えるわけにはいかない。人間はまた共同体なくして生きることができない。人間は共同体の中で人間として発達し成熟していく。

社会は人間の本性を基礎とする自然的現象である。「社会性は、人間の本性として理性と同様に本質的なものである。」¹⁾人間の属する社会は、家族、国家、そして教会であるとカトリック教会はいう。

本稿は特にカトリック教会という宗教的共同体を取りあげ、教会法の中にみられる教育政策について検討することにする。

ここでは直接に教会法そのものについて考察するものではないが、カトリック教会の教育について教会法を手がかりとして進めてゆくことに努めたい。教会法中にある教育条項がカトリック教育のすべてではない。その法を支える教育理念と関係づけながら論を展開することを試みたい。ここで取りあげる「教会法と教育」の問題はカトリック教会の公式見解を示すものではなく、私の個人的研究であることを付言しておく。

I 教会法の存在理由

カトリック教会は他の社会とはっきり区別されるような社会学的特性をもっている。それは他の人間集団組織とは別の地位を占めている。教会はその固有の目的からして、三重の部面に措置を講ずべきものとされている。まずその構成する社会の内部的秩序を規律しなければならない。次にその成員が他の社会、特に国家の内部において有する境遇について配慮することが必要である。教会は現世の外に存するものではないからである。更に教会はその信者たちを永遠の救いに

1) 飯島幡司 キリスト教の社会理念 朝日新聞社 昭37 p.64

導くという目的を有する。そしてかれらの終局の目的を追求するために適当な方法で援助することを任務としている。要するに、教会の組織は、対内的、対外的および超現世的これら三つの面にわたっている。第一の部面に対応するのは、教会の基本法および行政法的規定、第二のそれに対応するのは教会と諸国家との関係、第三のそれに対応するのは恩寵の秩序である²⁾。

これらの部面の間に境界線をつけることは困難である。そのような境界線を引くことは、絶えず交錯を示している生活の現実と反することになる。各部面の要素は解くことのできない絆で結合されている。

ここではカトリック教会を「その創立者たるキリストによって、キリストを信ずる靈魂の社会として組織されたのみならず、キリストの地上の代理者たる教皇と使徒の正当な後継者としての司教の権威のもとに立って、同一信仰を告白し、また同一の成聖の方法にあずかる人間社会として構成された」³⁾ものと一応定義しておく。それは超自然的な、いわゆる「不可見」(invisible)の社会にとどまるものではなく、同時に「可見の組織を具えた団体」⁴⁾である。

カトリック教会は一つの社会である。社会は最少限度の組織を必要とする。社会は規則なしに存続し得ない。

キリストは、救霊の仕事を人間の組織する社会に託した。かれは教会を組織することを、その成員を監督すること、叛徒から教会を守ることを義務として課すことにより、教会に一つの法典を具えることを義務づけたとみることができる。これは信仰の団体に法的組織を付き添わせることであり、信仰の団体を一つの法的組織に引きさげることではない⁵⁾。教会はその法制度や、その法文と同一視されるべきものではない。二者は同一の平面のものではない。法制は教会のために奉仕する。人を導いて人の使命の遂行をはかり、人にその実現を容易にさせる任務を持つ。法的よそおいは教会の一面にすぎない。それは教会の全体の本質をなすものではない。しかし教会が一つの社会である以上、教会において法はその存在理由を有する。

カトリック教会は教会独自の法令を持ち、法を有する。それは近代的な一つの法体系である。法というものが被治者社会に対する独立的権威者による権力、支配関係の規定とみるならば、教会法とは、「可見的団体としての教会の組織および活動を規律する法」⁶⁾といわれる。教会法の目的とするところはあらゆる恣意的な干渉に対し個人の利益を守ることである。教会法は隷従の道具ではなく、個人の自由を保障するものである。

2) ルネ・メッツ 教会法 ドンボスコ社 昭37 p.102

3) 上智大学 カトリック大辞典 I 富山房 昭27 p.609

4) 久保正幡 比較法における教会法の意義 昭29 p.2

5) 前 出 教会法 p.14

6) 前 出 比較法における教会法 p.2

II 教会法の起源および性質

カトリック教会が固有の意味で教会的起源を具えているとすれば、その法の作者が問題となる。換言すれば、教会において立法権を保有するのは誰か、またいかなる機関であるかということである。

1 教会立法権の所在

立法の権限は法が全教会にかかわるものか、それともある限定された地域に適用されるものかによって同一ではない。それゆえ一般法の作者と特別法の作者とを考えなければならない。一般法は、限定された区域内に介入する権限を持ち、ある地域に対する特別法を定立することができる。しかしその逆はできない。もっともここではそれに深く立ち入らない。一般法の立法権は教皇に属する。教皇は全キリスト教界を拘束する法を定める権限がみとめられている。

教皇は選挙されるや本人の受諾の直後、ただちにその権力を取得する。かれがその権力を享有するのは、新たに受けた職務によってであり、かれの選挙を行なった枢機卿会議がかれにそれを授けたからではない。教皇は選ばれると直ちに、教会における至高の裁治権を有することになり、その任を辞さない限り、終生それを保持する。

教皇の立法権の領域は、キリスト教界の霊的善と、付随的にはあるが世俗的善—信仰または道徳がそれらにかかわる場合—との限界を越えるものではない。

すべての一般法令は教皇によって制定される。あるものはかれ自身により、あるいはかれの名において、またはかれの承認を経て、かれの教会統治を補佐するいずれかの機関によって行なわれる。

カトリック教会の権威のもとに、教会において至高の立法権を有する二つの機関がある。それは、公会議とローマ聖省とである。これらの機関が定める法規は、教皇から発せられる法規と同一の価値を有し全キリスト教界を拘束する。

2, 現行教会法の制定過程

現行教会法典は1917年5月27日、教皇ベネディクト15世により公布され、翌1918年5月15日に施行された。全文2414条から成るものである。しかし教会法の歴史は古く、カトリック教会の初期にすでに見られる。教会創立当初は自らの内部組織についてはあまり考慮せず、創立者キリスト及び使徒たちから受けた規律に基づいて教会組織を保ち、主として教会の普及に全力をつくしていた。

四世紀頃から、それらの規律をまとめる必要があると考えられ、公会議が開かれ(ニケア)、その結果決定された信仰の簡単な定義とか、道徳的戒律とかは、教会用語で「カノン (CANON)」と呼ばれた。それはギリシャ語に由来し、“一方向”を定める道具、あるいは「規則」の意であ

る。

このようにしてはじめられた教会法令の編纂は、12世紀には教会法体系化に至った。それは初代からその当時までに作られた諸規律をまとめて、一定の順序に配列し整理したものである。この収集録は、教会の公認を得なかったが、その諸規律は権威を持ち、後の教会法の基礎となった。

その後時代の経過とともに編纂され、教皇グレゴリオ9世の *Decretales*、教皇ボニファチオ8世の *Liber Sextus*、教皇クレメンヌ5世の *Clementinae*、教皇ヨハネ2世の *Extravagantes* ならびに *Extravagantes Communes* が作られた。そしてこれが教皇グレゴリオ13世の法令で、*Decretum Gratiani* に加えられ、1580年、教会法大全 *Corpus Canonici* ができた。後にこの教会法大全にさらに手が加えられ新規律が付加された。

19世紀後半から教会法の「時代要求への適合、ならびにその研究と適用の簡易化」の動きが活発となり、教皇ピオ9世、レオ13世を経て、第一バチカン公会議の準備中、教会規律を整理する計画が立てられ、教皇ピオ10世は1904年特別委員会を設けて、14年間の研究の結果現行の法典となったのである。教皇レオ13世、ピオ10世の立法活動によって促進された近代化がここに完成された。

このような変更は将来にもあることであろうし、これはむしろ教会の刷新と発展を示すものと思われる。もとより神法、自然法は少しも変ることがない。変化するのは実定法のみである。

3、教会法の特徴

教会法の適用を受ける人は次の三つの要件を備えている。すなわち、洗礼、年齢、理性の使用がそれである。これらの三つの条件—これらの三つの条件は法によって規定されている—をそなえている人々だけが教会法を遵守する義務を負う。

洗礼を受けることは第一の条件である。人は洗礼によって可視的教会に属するものとなる。洗礼を受けていないものに対し教会は直接的裁治権を持たない。したがって教会は、かれらにその法を課することはできない。

第二の条件は年齢である。法は最底年齢七歳を要件としている。

第三に理性の使用が明らかに要件とされている。狂人、心神耗弱者、幼児は法を順守する義務を負わない。

信者の成聖を確実にするための不断の注意の集中ということが教会法の特徴と考えられる。このため形式的規定と並んで多くの緊急な勧告が示されている。またそこには国法には見られない諸形式がある。それは教会が、普通の社会とは違った社会に奉仕するからである。教会である社会の特徴が、教会法のそれをつくり出している。

教会法はその拡がりにおいて他の国法と異なっている。教会法の管轄する範囲は、教会が信奉者を有するすべての地域に及んでいる。それゆえ教会法は普遍的である。しかしこの普遍性は、統一の源泉をなすと共に、多様性をもって補整される。というのは立法者は、風土、気質、習俗などの差異を考慮しなければならないからである。それゆえ原則として教会法は弾力的である。

教会法には特免といわれる独得な制度がある。

特免とは、法令が何らかの理由で重大な不都合を伴う場合に、その法令のもたらす義務を免除する。特免というのは「法の規定そのものに触れることはなく、ただ消極的に免れるという働きをする」⁸⁾ものであるが、この制度は教会法に大きな役割を演じている。それは便宜主義ではなく、社会法の普遍的性格からの当然の要請である。教会法の統一性と多様性の調和はこれによる。

第二の特徴は永続性である。教会法令には時限がないものとされる。これは現実の法が無限に存在するという意味ではない。永続性は永遠性とは同義語ではない。反対に教会法中、自然神法または啓示神法に直接もとづかないものは、時代の可変的事情に適応させられなければならない⁹⁾。

第三の特徴は時に関する効果である。原則として教会の規律するところは、人間の将来の行為であって、過去ではない。教会法は遡及効を持たないといわれる。これはとりわけ教会法の自由に由来する¹⁰⁾。

教会法中の慣習と特免との二法制が国法に比して著しく教会法の適用に弾力性を与え、この慣習と特免とは全世界に適用される法の画一性の矯正となるものである。

カトリック教会は神法に基づいた教階制的社会である。権威の原理を堅守しながらも、教会法は信者の人格的尊厳と権利とを擁護するために細心の注意を用いる。

教会法の中に包含される2414条項のうち典礼に関する規定を除いては、全世界にわたるカトリック教会の政治的、行政的、司法的組織が含まれている。

III 教会法中の教育条項

教会法の全体系は、「人間の聖化—宗教的完成—という教会の目的」に向けられている。「人は洗礼を受けることによって、教会の人（成員）となると同時に、教会法上の人、法人格者、権利および義務の主体となる(Can 8)。それ以来人は絶えず教会によって付きそわれる(Can 1204)。

このようにカトリック教会は、その目的から、教育についても宗教的および道徳的教育を重視する。教会の教育に対するこのような態度は教会法の上にもあらわれる¹¹⁾。

教会法は全五巻に分かれている。

第一巻は法令、習慣、義務の履行のために必要な期間の計算方法、答書、特権、特免、など法の一般原則を取り扱っている。

第二巻は人、人の権利および義務にあてられている。

第三巻は、「物」についてという標題のもとに、他の四巻で取り扱われていない事項をまとめて取り扱っている。この三巻は性質が一様でない事項を混ぜ合わせているというきらいがある。

8) 前 出 比較法における教会法の意義 p.17

9) 前 出 教会法 p.68

10) 前 出 教会法 p.70

11) 前 出 比較法における教会法の意義 p.19

第四巻はあらゆる形式の手続きにあてられている。

第五巻は教会の刑法を内容としている。法典の法文引用の場合一般に各条文の数字を示すだけで、他の細区分は必要ではないとされている。

教会法第2414条項のうちキリスト教的教育に関する条項とみなすことができるものは、第三巻“物”の中に含まれる。ここで“物”という場合、それは最も霊的な秘跡より、物質的手段に至る教会の成聖手段の全体をさしている。人間社会がその目的を達成するのはこれらによるものとみている。

第1113条は両親に課せられている子女に対する宗教的、道徳的、社会的、身体的教育の義務—それが同時に権利であるところから—を与えている。すなわち、第1113条は「両親は、子女の宗教、道徳、身体、および市民としての教育に最善をつくし、また、子女の物質的利益についても配慮する最も重大な義務を負う。」この規定は婚姻という章で取り扱われている。

第1372条以下は「学校」についての規定である。

第1372条 (1)すべての信者は幼少時からカトリック教会および風俗の正しさに反するような教育を少しも受けただけでなく、宗教的かつ道義的養成を第一位として教育されなければならない。(2)第1113条の規定にしたがって、両親だけでなく、なお、それらを代理するすべての者も、子女にキリスト教教育を授ける権利を有し、かつ、その最も重い義務を負う、として、信者はすべて子供の時から、宗教的および道徳的教育を行わなければならない。また、キリスト教的教育への配慮は、親あるいはそれに代わる者の権利であり同時に重大な義務であると規定し、初等、中等、高等いずれの学校もその生徒に対し年齢に応じた宗教教育を施すべきであるとする。

第1373条 (1)あらゆる初等学校においては、各年齢に応じて生徒に宗教教育を施さなければならない。(2)中等学校および上級学校在学の青少年は、より高度の宗教教育を受けなければならない。教区裁治権者は、その教育が熱心さと学識にすぐれた司祭によって行なわれるよう配慮しなければならない。

第1375条 教会はあらゆる課程の学校、すなわち初等学校だけでなく、なお、中等学校および上級学校をも設立する権利を有する。この規定をもって、カトリック教会が宗教的道徳的教育のために各種の学校を設立する権利を主張している。

第1381条 (1)青少年の宗教教育養成は、いかなる学校においても、教会の権威と監督に服する。(2)教区裁治権者は、自己の区域内のいかなる学校においても、信仰と良俗に反することが教えられ、または行なわれないよう監督する権利を有し義務を負う。(3)同様に、教区裁治権者は、宗教教科書および、その教師を認可する権利を有し、また、宗教および風俗上の理由にもとづく教師の罷免、ならびに教科書の廃止を要求する権利を有する。として、カトリック教会が学校における宗教教育を監督する権利と義務を有することを述べている。さらにカトリック教会は、信者—子供成人をも含め—にカトリック教理を教える司牧者としての重大な職務を有する。(Can. 132-1332) 特に子供が諸秘跡(告白、堅信、初聖体など)を正当に受けることができるよう準備

する義務である (Can. 786. 854 § 3. 1330) また、結婚する男女に対する教育もその中に含まれている (Can 1018, 1033)。

そこで、このような信者への教育ならびに指導する職につくものとして、聖職者はふさわしい学識を具えていなければならない。これら聖職者の教育についての規定事項も広義において教会法中にみられる教育条項と考えることができる。(Can 1364. 1365. 129. 130. 590. 124 など)¹²⁾しかしこの研究においてはこれを指摘するにとどめる。

以上の諸規定を考察するとき、それらは信仰擁護のための非カトリック社会に対する消極的、防衛的性格が出ていることは否定しがたい。人がその究極的目的を追求する点で人を導くことを任務とする教会法の目的からこれも当然かも知れない。しかし他面、教会法が教育における両親の自然法的権利、および教会の現世的権利を保護し、人間の二元性の全面発達を強調していることもまた確かである。

教会法の中に見られる教育条項の解釈はそれらの条文の単なる字句的理解では十分ではなく、その根底にある精神的基調まで掘り下げる必要があると思う。

1, 両親の教育権の尊重

教会法の中にある教育条項の基調とみられる第一点は、両親の教育権の尊重ということであろう。

両親の教育権は、人間性の中に深く根ざしている自然法の権利とみられる。自然法は人間本性の現実や他のものとの関係から必然的に生ずる。それは法である。

この世に生まれてくる子供は、生まれながらにもっている教育を要求する自然的権利をもっている。完全な人間となるためには必然的に援助を必要とする。この必然性は人間生成の自然からの帰結であり、存在と生命の起源であるところに向けられる。この起源となったものに、教育の自然的義務が課せられるわけである。この自然的関係の中に教育の権利と責任を基礎づける。両親は子供の存在と生命の起源である。それは単に子供の肉体的起源にとどまらず、全人格を包括する。それゆえ両親の教育権は不可侵であり、奪われることのできない、また自己的意思によって他に譲渡することのできない性質のものである。

この権利は国家の教育指令から導き出されるものではない。人間が生存するようになるのは国家によるのではなく、人間は両親から生み出される。それゆえ両親の教育権は国家に先行して存在し、国家の意思をもってこれを否定することはできない。

この始源的、第一義的両親の権利も決して無制限なものではなく、教会、国家との調和においてその意味を有する。

2, 人格の尊重

更に教会法中の教育に関する条項の第二の基調は人格の尊厳にある。

¹²⁾ 同上 p.21

まず、キリスト教育理念の理解のためにキリスト教の人間観をみななければならないであろう。地上に存在するあらゆるものは、その中心および頂点である人間に秩序づけられていることは誰しも認めているところである。この人間をカトリック教会は次のように把握する。「人間は『神の像』としてつくられ、創造主なる神を知り、愛することができるものであって、地上の全被造物を支配し利用して神に光栄を帰するよう、神によって、それらの上に主人として立てられたものである。」と。そして「神は人間を孤独なものとしてつくられたのではなく、最初から『人間を男と女』につくられた」（創世記1の27）人間はその深い本性から社会的存在であり、他人との関係なくしては生活することも、本能を発揮することもできない、と。

このような人間は理性的な感覚的存在（動物）である。かれらは肉体と霊から成っているが、一つのものである。人間は肉体的なものとして物質界の諸要素を自己の中に集約している。この肉体は神によってつくられ、最後の日に復活するものであるがゆえに善なるもの、榮譽あるものとして取り扱う。しかし人間は罪によって傷ついたので肉体の反抗を経験する。しかし人間は自分が肉体的なものよりすぐれており、自然の一部または人間社会の無名の一要素であるとは考えない。人間は内面性によって全物質界を越えるからである。自分の中に不滅の靈魂を認めるとき、人間の単なる物質的、社会的条件に基づくまやかしの想像にごまかされているのではなく、かえって実在の深い真理そのものに達するとカトリック教会は言う。

この人間は知性をもつ。

この人間は心の中に神から刻まれた法をもつ。

この人間は自由である。

人間は与えられた知性をもって真理を求め、実在の認識に到達しようとする。また良心の法に従い、善を愛し悪をさけるよう努める。自由をもってすすんで創造主を求め、神に従って自由に完全で幸福な完成に到達することを望む。

ここに人格の尊厳があるのだと、カトリック教会は教える。そしてこの教会は「神なる創造主から受けた命令、すなわち救いの秘義を万人に告げ、万物をキリストにおいて一新するという命令を達成するために、人間の全生活を天上の召し出しと結ばれる限り、地上生活を配慮しなければならないので教育の進歩と拡充のために責任を負う」としている。（キリスト教的教育に関する宣言序）

以上が教会法中の教育条項の基調とする精神であると私は考える。

しかし、教会法に記載されている事項が、キリスト教的教育のすべてではなく、教会の教育に対する態度の全貌でもない。そのことは前述の教会法の性質から明らかである。キリスト教的教育は、教会の教育に関する回勅あるいは宣言との関連において把握されるべきである。

カトリック教会の教育に対する監督は、教皇を中心とする国際的レベルと、司教による地方的レベルが考えられる。ここでは一応国際的レベルに限るとこにする。

国際的レベルの教育方策は教会法に基づく。しかし更に教会の教会政策は教皇の書簡に示され

ると考えられる。この書簡は一般には、全教会に宛てられる回勅という型をとる。回勅とは「すべての信者に宛てられた書簡」である。

キリスト教的教育に関する回勅のうち主要な役割を果たしてきたものは、1922年12月31日に教皇ピオ11世の発した回勅 *Divini iillus Magistri* —青少年のキリスト教的教育—である。以下、本回勅の要旨を紹介し、キリスト教的教育の根本原理、特に教育の権利者—教育は誰に属するか—の問題を取りあげ、教会法に見られる教育条項理解の一端とする。

まず、教育は「神と協力して個人と社会の完成に努めると共に、人間の心にその生涯における、最初のまた最も強く、しかも永続的な印象を刻む」ものである¹³⁾。

キリスト教的教育に固有な直接の目的は、「神と恩寵に協力して完全な真のキリスト信者を養成すること」である。これは使徒が「わたしの幼児たちよ、あなた方の内にキリストの形ができるまでは、私は、またもや、あなた方のために産みの苦しみをする。」(ガラチア人への手紙4ノ19)といった事業を成就することである。なぜなら真のキリスト信者はキリストにおける超自然的生活に生き、これをすべての行為に現わすものである。「それはイエズスのいのちが、私たちの死ぬべき肉体にあらわれるためである。」(コリント人への第二の手紙4, 11)

キリスト教の教育が人生の全般、すなわち霊肉両面、知的、道徳的生活を個人より家族、家族より社会一般にわたって包括しようとするのは、「人生を否定しようとする考えからではなく、キリストの教えと模範に一致して人生を高揚し規制し完成するためである。」「それゆえキリスト教的教育によって形成された真の信者はキリストの模範と御教えの超自然的光によって照らされた正しい理性によって常に堅実に思考判断し、且つ実行する超自然的な人間」¹⁴⁾ —人格の完成された人間である。なぜなら真の人格を形成するのは、主観的原理にもとづく行為の徹底や、かたくるしさによるものではなく、正義の原理に従う堅固さによって形成されるからである。完全な正義は「神のものを神にかえす」ところに成立する。

かかる教育目的は、ある人には抽象的、もしくは人間固有の能力を抑圧または奇型にし、現世的活動の多くを断念しなければ到達できないものかのように見える。したがって、社会生活や現世的繁栄の敵、文学や科学、その他すべての文化的要素の進歩とは相容れないものとされ非難を受けることもあり得る。しかし真のキリスト者は、現世的活動を断念するものでも、また人間固有の能力を放棄するものでもなく、ただこれを超自然的秩序と調節して発展させ、完成しようとする者にすぎない。こうしてかれは、人生における単に自然的なものより、高貴なものとしてこれによって、物質的、現世的秩序の中にすら新しい力を注入する¹⁵⁾。

上述のような人間教育にとって、キリスト教的教育が必然であるとすれば、権威あるキリスト教宣布機関としての教会に指導的地位が与えられる。しかし教育は単に個人的関心事にとどまら

13) 前出 カトリック大辞典 p.539

14) ピオ11世 青少年のキリスト教的教育 カトリック教育協議会 昭32 p.63

15) 岩下壮一 岩下壮一全集第七巻 哲学論集 中央出版社 昭37 p.171

ない。それは社会的機能であり、人間が家庭の一員、つぎに国家の市民としての存在をはじめる以上、家庭と国家と教会とがそれぞれ教育に関与するのは当然のことである。このために、超自然的秩序に関して至上的地位を要求する教会と、自然的秩序の内部に併立する国家と家庭という人間が属する社会と教育との関係を明確にしなければならない。

まず回勅の主張するそれぞれの社会の教育に対する権利をみることにする。

IV 教育は誰に属するか——家庭・国家・教会

1. 家庭の権利

キリスト教は家族制度を直接神の立てた制度とみる。そして本回勅は、家庭の教育の権利、義務を力説する。

生命は家庭に始まる。ここから子供を教育する最高の責務と教育上の権利が発生する。「両親は子女を教育する使命と権利を創造主から直接与えられている。この権利は重大な義務と不可分に結びつけられているがゆえに、すてることのできない権利であり、いかなる社会、国家の権利にも優先し、地上のいかなる権力によっても犯されてはならない権利である」¹⁶したがって子供は家庭よりも国家に属するという考えは自然法に反するものとして排斥している。

しかし両親の教育権が絶対かつ専制的であるというのではない。それが人間終局の目的と自然法および神法に従属すべきことはいうまでもない。

2. 国家の権利

回勅はまた、教育上の国家の国民に対する独自の権利を認めている。まず第一に、国家の権利は国家が目ざす対象である共同福祉達成の見地から規定される。なぜなら国家は、本来「公共の福祉のために必要なものを整える」役割があり、また「青少年の教育を種々の方法で推進する役割がある」¹⁷。国家は「すべての国民がふさわしい文化の恵みに浴し、市民としての義務と権利を果すために、じゅうぶん準備されるよう配慮しなければならない。そのため国家は、ふさわしい学校教育に関する子供の権利を守り、教師の能力と研究水準を配慮し、生徒の研究に心を配り、学校活動全般を推進しなければならない」¹⁸

第二に国家は、キリスト教的教育に関する家庭の優先権および同領域における教会の超自然的諸権利を法的に保護する権利と義務を有する。国家の役割は「両親や教育に携わる人々の義務と権利を擁護し、かれらに助けを与えること」¹⁹であり、両親が「子供のために自分の良心に従って学校を選ぶ」²⁰自由を守り、国家の財政的補完性は、この権利と自由が正しく行使されるような形で行なわれなければならない。つまり「国家は補完性の原理を念頭におき、国家によるあら

16) 前出 青少年のキリスト教的教育 p.19

17) 第二バチカン公会議 キリスト教的教育に関する宣言 第3項

18) 同上 第6項

19) 同上 第3項

20) 同上 第6項

ゆる種類の学校の独占を排さなければならない。学校教育の独占は、生来の人権と、文化自体の進歩と普及、市民の平和的社会生活、さらに今日極めて、多くの社会に見られる多元性に反する」²¹⁾ ことになるから。

第三に両親がその権利義務の遂行に不能であるか、もしくはその意思がない場合、国家には児童自身の諸権利を保護する権利と義務がある。

第四に国家は、人々が共同福祉に対する必要な知識を得るような処置を講じ、種々の方法によって青少年教育を推進することは、共同福祉の見地からする国家の権利であり、義務である。

このように国家はその目的のために、各階級および年齢を通じ国民教育を自己に留保し得るが、これは「分配的正義に基づいて」行なわれなければならない。

3. カトリック教会の権利

カトリック教会の教育に対する権利は、創始者キリストの明言的教導委任「……行きて万民に教え……」（マタイ28ノ18—20）に立脚している。カトリック教会が教育に関心をもち権利と義務を「キリスト教的教育に関する宣言」は新たに主張す。「聖にして母たる教会は神なる創造者から受けた命令、すなわち救いの秘義を万人に告げ、万人をキリストにおいて一新するという命令を達成するため、人間の全生活、天上への召し出しと結ばれる限り、地上の生活をも配慮しなければならないので、教育の進歩と拡充のためにも責任を負うものである」²²⁾ として、教育の特別な任務が教会に属していることを述べている。これはカトリック教会が「教育を授ける能力のある人間的共同体と認められなければならないだけでなく、特に教会がすべての人の救いの道を告げ、信者にキリストの生命を授け、かれらがこの生命の充満に達し得るよう、絶えざる配慮をもってかれらを助ける権利をもつからである。したがって教会はこれらの子らに、母としてかれらの全生活をキリストの精神で貫く教育を授けなければならない。同時に円満な人間の完成を促すため、また地上の社会の福祉のため、さらにいっそう人間にふさわしい世界を形成するため、すべての国民に助力を惜しまないのである」²³⁾

この引用文の中に、カトリック教会が教育に関心をもちねばならないという主張を裏づける三つの理由がある。

第一は「その子らに対する教会自身の母性である。それによって教会はその子らが洗礼によって与えられたキリストにおける生命を完全にするために、必要かつふさわしい教育を受けるかどうかを見届ける義務を負う」²⁴⁾

第二は「全人類の救霊への道を明らかにする教会の責任であり、このためにすべての国民が人間的に全く完成するよう促さなくてはならないことである。」²⁵⁾

21) 同 上 第6項

22) 同 上 序

23) 同 上 第3項

24) 聖心女子大学カトリック文化研究所編 公会議と教会一致 Ⅲ輯 中央出版社 昭41 p.120

25) 同 上 p.120

第三は実際には他の二つに含まれているのではあるが「教育を行なうことが可能な人間社会としての教会が、その教育能力を全人類への貢献のために用いるという義務を再認識しているという事実である。」²⁶⁾ この義務を果し、また貢献するため「あらゆる種類とあらゆる等級の学校を自由に建て経営する教会の権利」を宣言しており、「教会はこのような権利の行使が良心の自由と両親の権利を守るために、また文化そのものの進歩のために大いに役立つこと」²⁷⁾を想起させる。

教育がカトリック教会に属する範囲は、公立私立を問わずすべての学校、機関における信者の全教育、すなわち宗教教育のみでなく、宗教と道徳に関する限りにおいて各学科と諸規律を監督する権利と義務があるものとしている。しかしカトリック教会は、国家の諸法規にはいささかの干渉も加えていない。教会は一般人の教育のための教会の学校や諸施設が政府の正当な方針に従うことを認容する。

V 教会と国家間の教育上の関係

教育の分野における教会と国家の関係について述べる前に、教会および国家の関係を規定するカトリック教会の見解をみることにする。教会および国家の両者はそれ自体本性において完全な社会である。完全な社会とは、内部には、ある存在がその本性の中に自己の目的を達するに十分な手段を備えるものであり、外部的には、自己の目的達成の手段を用いるに当たり、全く外部の権威から独立しているときである。教会は神の実定法による統治体系を、国家は自然による神の統治体系を実現しており、両者共に独立の権威を有するところから完全な社会という。そして教会と国家の両社会の起源が、同一の神そのものにあるという見方を取る。これを表示すれば次のようになる²⁸⁾。

神の統治体系（創造主が定めた秩序）

- | | | | |
|------------|---|--------------|--------------|
| 永遠法 | { | 1 神の実定法によるもの | |
| | | 教会 | |
| | | (超自然的宗教社会) | |
| | | (要素) | |
| | | 1 超自然法 | |
| | | 2 教 権 | |
| | | 3 人 定 法 | |
| | | 2, 自然法によるもの | (要素) |
| | | 市民社会 | } 自然法
人定法 |
| | | 1, 国際社会 | |
| 2, 国内社会 | | | |
| 自然法による宗教社会 | | | |

26) 同 上

27) 前 出 キリスト教的教育に関する宣言 第8項

28) ルイジ・チャヴィスカ 国法および教会法とその限界 ソフィア 第9巻第3号 p.270

以上のような教会と国家に対する見解から教育の分野における両者の関係をみていくことにする。

教皇レオ13世は、回勅「インモルタル・デイ」および「サピエンチエ・クリスチャーネ」において次のように述べている。

「神は人類の統治を教会と国家の権威のもとに二つに分け、前者には神的事項を、後者には人的事項を司らせた。それらはおのおの自己の領域において最高の支配力を有し、互に定まった境界をもち、それによって限定された任務を遂行する。これらの境界は各自の特殊な性格およびその直接目的によって決定されている。しかしながら人は双方の権威下にあるから、相異なる立場からではあるにしても同一問題が双方の権限と管轄のもとに律せられねばならないような場合も生ずる。しかしこの場合も各々の源である神の摂理は適当な秩序によって、それぞれの活動の分野を画されるであろう。なぜなら存在する権力はすべて神から与えられたものだからである」²⁹と。

青少年の教育はたとえ「相異なった立場」ではあれ、教会にも、国家にも属する共通問題の一つである。それゆえ教皇レオ13世はつづけて「二つの権力の間には見事に秩序づけられた調和が支配していなければならない」³⁰といい、「この両者間相互の合意が人間における霊肉の一致になぞらえられるのは理由なきことではない」³¹と述べている。そして「その特質、その分野は前述したように双方の権力の性質、特に各自の目的の卓越さと高貴さを考慮して始めて決定されるのである。一方は直接に世俗の問題に有益となることを特別に託され、他は天国と永遠に関することに関与する。したがって、ともかくも聖なる事項すなわち靈魂の救済と神への礼拝に関する問題はその性質および目的からして、教会の管轄と統率下に入る。そしてその他の社会的あるいは政治的な秩序に含まれることはすべて国家の権威下に入る。思うにキリストは『セザルのものはセザルに返し、神のものは神に返せ』と我々に命じたもうからである」³² (Ep. Enc. Immortale Dei 1 Nov. 1885)

IX カトリック教会の教育に対する現在の動き

社会で果す教育の重大性が今日ほど認められてきた時代はこれまでになかったであろう。現代の飛躍的な発展と急速な変化の状況で人間が安定した価値観を失い、自己を見失い、自分が単なる道具、自らが作り出した機械の歯車の一つになりはてる危険にさらされている。教育者も一種のめまいのようなものを感じている。

29) 前 出 青少年のキリスト教的教育 p.30

30) 同 上 p.31

31) 同 上 p.31

32) 同 上 p.31

33) ハンス・ヘルヴェク 第二バチカン公会議と日本におけるカトリック教育 カトリック教育協議会 昭41 p.3

第二バチカン公会議は、現代世界のこの訴をとりあげ真の人間教育の根源というべきものに新たな注意を喚起させた。この中には現代のキリスト教的教育に関する若干の基準がかかげられている。

「キリスト教的教育に関する宣言」の原則の多くは、すでに発布された教会の諸文書と関連づけられるが、特に先に紹介した教皇ピオ11世の「青少年のキリスト教教育に関する回勅」に関係をもつ。

カトリック教会は、第二バチカン公会議という「事始め」でもある活動の中で教会の今迄の「変らない立場を守り抜くという静止の姿勢から脱皮して、革新すべきものは大いに変えて、ダイナミックな世界に動的に対処し、現代との対話を促進し、世界とその未来に積極的に奉仕しようとする方向に動きはじめた」³⁴ ことも事実である。

カトリック教会は新しい意識と現代社会における教会自身とその任務の自覚をもつようになった。そして教会は現代における教会の役割の根本をなす教育の任務にも新しい評価を求め³⁵る。

「キリスト教的教育に関する宣言」は各国、各大陸間の社会的、政治的そして特に教育的立場の相違を考え「地域のそれぞれの状況に適應させる」³⁶ ために、すべての国民に適用されることのできる応用の基本原則を公けにした。

この「キリスト教的教育に関する宣言」（以下「宣言」という）は全体として寛容で積極的、かつ建設的精神をもつということが特徴として上げられる。誤ちの批難や単なる消極的警告や細やかな規則や制限を加えようとはしていない。「宣言」は積極的で肯定的道を取っている。すなわち「いかなる危険に注意すべきかを示すことよりも、人間の教育の真の目的を積極的にわれわれに思い起こさせ、その目的に向かって努力するための手段を示している。そしてそれは、今日の社会を十分に、また肯定的に理解し、人びとがこの現実の世界において生き、奉仕し、責任を果たしうるように、充分なまた実際的な能力が与えられねばならぬということを認識した上で述べられているのである。教会は近代社会の多元性を深く認識し、諸民族や諸文化の間に、その伝統、内容、水準に大きな相違があり、したがって教育に対する要求も非常に異なっていることを認識している。それゆえ教会は、教会の教育活動や学校制度を一つの固定した型に押し込めようとはせず」³⁷ キリスト教的教育、あるいはカトリック学校がさまざまな国家や文化の具体的状況でどのようにすれば神と各国民によりよく奉仕できるかという、現代社会に開かれた態度である。

マーク・J・ハーレイ師は「宣言」についての解説の中で、「教会はカトリック学校が宗派的偏狭におちいり、いわゆる外部の世界にたいする保護の防壁、城砦となることを望んではない。いわんやカトリック学校がいわばゲッターの如き特殊地域となって、生徒たちを『狂ほしき群衆

34) 安斉 伸 変動する社会と教会 中央出版社 昭42 p.1

35) 前 出 公会議と教会一致 p.118

36) 前 出 キリスト教的教育に関する宣言序

37) 前 出 第二バチカン公会議と日本におけるカトリック教育 p.14

のあさましき闘い』から温室の植物のように遮断し保護して教育することを望んではいない」³⁸⁾といている。

教会が望んでいるのは、「カトリック学校が、そこで教会が“人類との対話”を効果的に行なうことのできる場所となることである。」³⁹⁾そして同じことは、カトリック学校以外のすべてのキリスト教的教育活動についてもいえることであろう。

多くのカトリック国では、カトリック信者の教養に何か欠けているところがあるのではないかという批判がなされることがある。つまり「文学や科学的研究やその他の文化的分野において、カトリック信者が活発に研究活動に参加し、指導的役割を果たしている割合はかならずしもその国のカトリック人口に比例していない」⁴⁰⁾という事実であり、ある国においては、高等教育はもちろん、後期中等教育への進学率が他のそれより劣っているということも確かである。このことは、「まさに開放的という点で過去のカトリック教育のある種の欠陥を示唆している」⁴¹⁾と解釈することができるかもしれない。かれらは教育の目的を「個人の信仰の獲得、保持、擁護にあまりにも限定しすぎ」⁴²⁾また両親の教育権を主張するあまり、いつまでも小規模な閉鎖的教育にとじこもり、青少年に文化的、社会的責任感を植えつけ、現代のすべてにタッチし、急速に進歩する世界での進歩的「アンビション」を育成する点において欠けているところがあったことを否定することはできない。

さらに「奉仕」の理念がこの文書の特徴づけている。カトリック教会は教育を通じて、全人類に、また各国民に奉仕しようと望んでいる。その教育上の能力を諸国民に提供し、「円満な人間の完成を促すため、また地上の社会の福祉のため、さらにいっそう人間にふさわしい世界を形成するために、すべての国民に助力を惜しまない」と述べている⁴³⁾。

キリスト教的教育や、カトリック学校の活動は単にある種の自己防衛とか教会自身の目的を実現するための一手段として考えられているのではない。そういう性質があるとしても、それ以上に、一つの愛の行ないと考えている。そしてそれによって、キリストの姿を示し、教会の現存をこの分野で準備するものである⁴⁴⁾。

いま一つは「自由」の理念である。カトリック教会は学問研究の自由を認め、自由な正しい真理探求が、理性と信仰との対立をもたらすどころか、より深い理解を与え、両者を融合させるものと確信している。

この研究では「教会法」を中心に、キリスト教的教育について若干の考察を行なった。この「教会法」というものはなお将来性をもつのであろうか。それともそれは単なる歴史的関心の的

38) 同 上 p.16

39) 同 上 p.16

40) 同 上 p.16

41) 同 上 p.16

42) 同 上 p.16

43) 前 出 キリスト教的教育に関する宣言 第3項

44) 前 出 第二バチカン公会議と日本におけるカトリック教育 p.17

でしかないような死法なのであろうか、と問いたくなる。しかし現実を見るとき躊躇することなく次のように答えることができる。教会法は生きた法である、と。

現行教会法は、一般の人々には知られていない存在であるが、実は四億以上もの人々を規律している法である。たしかにその役割は中世におけるほど重要視されることはない。第12世紀ごろまで、教会法は宗教的社会的枠をはるかに越え、その行動半径を拡大していた。それはいろいろな面で世俗の法制を補充し、またはこれと競合した。第13世紀以後、教会的領域に後退することになった。しかし、教会法はその固有な領域である宗教的社会的枠内では、現代まったく自由な展開を遂げている⁴⁵。

1918年に施行された現教会法も、カトリック教会の立法活動に終止符を打ったものではない。教会法は教会と結びついている。教会の歩みと共に歩む。それは自然神法と啓示神法に直接関係しない限り、人間社会の事情の変化に適應することが必要である。その進行は時代によって遅速があるが、しかし生活は止まることがない。

カトリック教会は第二バチカン公会議が終了した今、第一回世界代表司教会議—シノドス—（本年10月開催）において教会法改訂の問題にとりかかった。

教会法改訂の方針と原理に関する審議の中心は現行教会法を単に改正するというのではなく、現代人の必要に応える新しい教会法によって正義と愛の表現となる教会法を実現させることにあり、とイタリア司教協議会議長ウルバヌ枢機卿（カルジナル）は述べている。また、教会法改訂委員長フェリチ枢機卿（カルジナル）は基本的姿勢について次のようにいっている。「教会法に発展があるとすれば、その発展は二つの意味で行なわれる。すなわち、各個人、各機構のより大きな尊厳と、より大きな積明の権利を認め、同時に、愛、調和、相互の尊重という内的必要のために信者たちの共同体を階級的に構成している権限を強化すること」であると。

さらにこの改訂には「古いものと新しいもの」が含まれる、といっている。古いものとは教会が神の制定によるものであるということから由来し、歴史の流れを通して教会の中に根をおろし、変えることのできないもの。新しいものとは、神の必要に応じて教会法の中で修正されるもの、と。

カトリック教会はあらゆる人種、あらゆる国民、そしてあらゆる文明に門を開いている。教会法は、「古いもの」に抵触しないかぎり、あらゆる歴史的事情に適應するだけの柔軟性を具えている⁴⁶。こと教育に関しては特に、そうあってほしいものであり、そうあるべきだろう。

参 考 文 献

- (1) ヨハネ・ラウレス キリストの教会の歴史 中央出版社 昭33
- (2) 小野 孜 カトリック史要論 昭32
- (3) 稲垣良典他 キリスト教序説 II エンデルレ書店 昭37
- (4) E・ヴェルティ キリスト教社会倫理講座 I エンデルレ書店 昭37

45) 前 出 教会法 p.219

46) 同 上 p.225

京都大学教育学部紀要 XIV

- (5) 久保正幡監修 社会綱領 有信堂 昭34
- (6) ルイジ・チヴィスカ訳 カトリック教会法典 有斐閣 昭37
- (7) ヨハネ・メスナー 自然法 上下 ドン・ボスコ社 昭33
- (8) ハンス・ヘルヴェク 教育の根本問題 エンデルレ書店 昭41
- (9) 田中耕太郎 教育基本法の理論 有斐閣 昭36
- (10) J・マリタン 人間教育論 創文社 昭36
- (11) クリストファー・ドウソン 欧米教育の危機 エンデルレ書店 昭39
- (12) 英知大学神学研究所編 公会議の教会神学 声社 昭42
- (13) 第二バチカン公会議 現代世界憲章 中央出版社 昭42
- (14) 同 上 教会憲章 中央出版社 昭49
- (15) 教皇レオ13世 レールム・I ヴァルム 中央出版社 昭39
- (16) Sister M. Bernard Francis Loughery, Parental Rights in American Educational Law —Their Bases and Implementation— The Catholic University of America Press Washington, D.C. 1957
- (17) Raymond F. McCoy, American School Administration —Public and Catholic— McGraw-Hill Book Company, Inc. New York 1961
- (18) Virgil C. Blum, S.J. Freedom in Education Federal Aid for all Children Doubleday Company, Inc. New York 1965
- (19) Mary Perkins Ryan, Are Parochial Schools the Answer? —Catholic Education in the Light of the Council Holt, Rinehart and Winston, New York 1964
- (20) Leo Ward, Philosophy of Education Henry Regnery Company, Chicago 1963